

「NTTに定年延長を求める会」加入の訴え

06年4月から高年齢者雇用安定法が改正施行され、事業主には雇用継続を希望する社員全員に、年金支給開始年齢までの雇用継続が義務付けられました。それによって事業主は、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止、のいずれかを講じなければなりません。しかしNTT東日本は、60歳超え雇用を希望した社員に対し、「制度がない」と60歳超えの雇用延長を行なおうとしません。

そうしたもと、今年3月にNTT東日本を「定年退職」とされた通信労組組合員10名が、60歳定年制をとる就業規則は、高年齢者雇用安定法に違反し無効であるとして、現在もNTT東日本の社員であることの確認および4月以降も毎月の賃金の支払を求めて、4月21日東京地方裁判所に提訴を行ないました。

裁判では、NTTの11万人リストラ、「構造改革」の本質と社会的責任が問われる裁判となります。ぜひ裁判の重要な意義をご理解いただき、「NTTに定年延長を求める会」に加入し支援していただきたくお願い申し上げます。

【原告】 朝比奈 卯一、岩間 仁子、黒岩 春吉、笹原 武、佐藤 清
瀧山 修、富岡 章、仲野 隆一、根本 文男、花野 郁夫

「NTTに定年延長を求める会」会則

1、名称

「NTTに定年延長を求める会」

2、目的

NTTに定年延長を求める東京裁判の支援を行う

①裁判の傍聴に参加する

②その他

3、会の運営について

①会員（原告含む）から世話人を選ぶ。

②世話人により事務局を構成し会の運営を行なう

4、加入について

会の目的に賛同し、加入申込書の提出及び会費を納入したものとする。

5、会費について

会費は、個人会員とし、一口、1,000円とする。

「NTTに定年延長を求める会」加入申込書

2008年 月 日

氏名:	
自宅住所 〒	
電話	
携帯電話番号	
メールアドレス	
会の目的に賛同し、 <u>会費 口 円</u> を 納入します。	

----- 切り取り線 -----

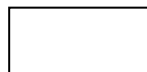
領 収 書

様

年 月 日

円領収しました

NTTに定年延長を求める会



送付・連絡先

〒114-0003

東京都北区豊島1-1-1 NTT王子ビル別館

通信労組・東京支部気付

NTTに定年延長を求める会 宛

(電) 03-5390-2413 (FAX) 03-5390-2414